

令和3年7月20日

野木町農業委員会第13回総会 会議録

野木町農業委員会

野木町農業委員会第13回総会 会議録

1. 開催日時 令和3年7月20日(火) 午前10時招集
2. 開催場所 野木町役場 新館2階 第2会議室
3. 出席委員 9名
 - 会長 9番 黒 須 市 郎
 - 会長職務代理者 7番 田 村 良 実
 - 委員 1番 鈴 木 誠 2番 柿 沼 誠
 - 3番 古 澤 清一郎 4番 渡 邊 初 枝
 - 5番 針 谷 盛 也 6番 須 田 啓 一
 - 8番 館 野 アサ子
4. 事務局職員 潮事務局長・田宮庶務農地係長・尾崎主事
5. 付議案件
 - 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地利用集積計画の策定について
 - 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理報告について
 - 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理報告について

「 議 事 」

- 事務局長 開会を宣言（午前10時）
- 議 長 あいさつ及び出席委員数の報告及び総会成立宣言を行う。
議事に入る前に、議事録署名人指名について会議に諮った。
（異議なしの声あり）
異議なしの声を受け、議席番号1番 鈴木誠委員、2番 柿沼誠委員を指名した。書記には、尾崎主事を指名した。
議事に入る旨を告げる。議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について受付番号21について事務局の説明を求めた。
- 事 務 局 議案第1号 受付番号21について説明。
南赤塚 1筆 488㎡ 登記簿 畑・現況 田
譲渡人 A 氏
譲受人 B、C 氏
権利の移転 贈与による所有権移転
事由の概要 住宅敷地
- 議 長 南赤塚地区担当調査員の報告を求めた。
- 6 番 委 員 7月12日、4番委員、地元担当の5番委員、地元推進委員と代理人の立会いのもと現地調査を行った。
申請地南側に残地があるが、そこには深井戸があるため分筆した上での申請となる。申請地は、第1種農地であるが代替性がなく集落接続もとれることから許可しても何ら問題はないと思われる。
- 議 長 質疑はないか諮った。（質疑なし） 地元委員の意見を求めた。
- 5 番 委 員 調査員の報告のとおり、何ら問題はないと思われる。
- 議 長 質疑はないか諮った。（質疑なし）
質疑がないため、議案第1号 受付番号21について許可することに賛成の委員の挙手を求めた。（全員挙手）
全員賛成と認め許可することを告げた。
次に、議案第1号 受付番号22について事務局の説明を求めた。

事務局 議案第1号 受付番号22について説明
南赤塚 1筆 計160㎡ 登記簿 畑・現況 田
譲渡人 D氏
譲受人 E、F氏
権利の移転 使用貸借権の設定
事由の概要 住宅敷地（住宅敷地への進入路）

議長 南赤塚地区担当調査員の報告を求めた。

4番委員 7月12日、6番委員、地元担当の1番委員、地元推進委員と代理人の立会いのもと現地調査を行った。
D氏所有の宅地に、E・F氏が住宅建築予定であるが、都市計画法上2m幅の接道がないとの指摘があったため、本申請に至った。なお、許可において何ら問題はないと思われる。

議長 質疑はないか諮った。（質疑なし）地元委員の意見を求めた。

1番委員 調査員の報告のとおり、何ら問題はないと思われる。

議長 他に質疑がないか諮った。（質疑なし）
質疑が無いため、議案第1号 受付番号22について許可することに賛成の委員の挙手を求めた。（全員挙手）
全員賛成と認め許可することを告げた。
次に、議案第2号農地利用集積計画の策定について事務局の説明を求めた。

事務局 議案第2号について説明
整理番号3-20
新規 友沼 2筆 計1,273㎡ 現況 畑、田
設定する者 G氏
設定を受ける者 H氏
期間 令和3年8月1日から令和5年7月31日
利用権の種類 使用貸借権

議長 他に質疑はないか諮った。（質疑なし）
質疑が無いため、議案第2号について承認することに賛成の委員の挙手を求めた。（全員挙手）

全員賛成と認め許可することを告げた。

次に、報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理報告について事務局の説明を求めた。

事務局

報告第1号について説明。

受付番号54

南赤塚 2筆 計657㎡ 登記簿・現況ともに畑

権利を取得した者 I氏

取得した権利 相続による所有権

受付番号55

南赤塚 3筆 計1,521㎡ 登記簿・現況 田、畑

権利を取得した者 J氏

取得した権利 相続による所有権

受付番号56

南赤塚 3筆 計1,448㎡ 登記簿・現況 田、畑

権利を取得した者 K氏

取得した権利 相続による所有権

受付番号77

佐川野 4筆 計2,506㎡ 登記簿・現況 田、畑

権利を取得した者 L氏

取得した権利 相続による所有権

議長

この案件については、調査不要のため報告のみと告げ、次に報告第2号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理報告について、事務局の説明を求めた。

事務局

報告第2号について説明。

受付番号20

丸林 1筆 268㎡ 登記簿・現況ともに畑

譲渡人 M氏

譲受人 N氏

事由の概要 住宅敷地

移転の内容 売買による所有権移転

受付番号 23

丸 林 1筆 1, 402 m²のうち375.07 m² 登記簿 畑・現況田
賃貸人 O 氏
賃借人 P 氏
事由の概要 薬局敷地
権利の設定 賃借権設定

議 長 この案件についても、調査不要のため報告のみと告げた。
議案第1号から第2号、報告1号から第2号の全ての審議の終了を告げ
た。次にその他について、事務局に諮った。

事 務 局 ①農地の売り渡し等の希望について
②令和3年度 農地利用状況調査について
③農業委員・農地利用最適化推進委員研修について
④「知事と語ろう！とちぎ元気フォーラムin野木」について

議 長 他に何かあるか諮った（別になしの声あり）
以上で議事が全部終了した旨を告げ、閉会を宣言した。

(午前10時45分)

この会議録は、尾崎主事が作成したもので、その内容が正確であることを認め、ここに署名捺印する。

令和3年7月20日

農業委員会長 _____

1 番委員 _____

2 番委員 _____